

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

介護保険料の特別徴収開始

令和元年度の保険料を納付書や口座振替で納付していた方のうち、令和2年度の保険料が4月の年金から引き落としになる方に対して、3月中旬以降に「令和2年度介護保険料特別徴収（年金引き落とし）開始のお知らせ」を送付します。

4・6月の各月の保険料額は、令和元年度の保険料の所得段階を基に仮算出した年間保険料を6期（年金支給月数4・6・8・10・12・2月）に分けた額となります。

※令和2年度介護保険料については、7月上旬に決定通知書を送付します。
問合せ 高齢福祉介護課介護保険係 ④144

3月下旬に介護保険給付費通知を送ります

利用したサービスや利用者負担額などに誤りがないか確認し、介護保険サービスに係る費用への理解を深めていただくための通知です。事業所から発行された「領収書」や、ケアマネジャーから交付された「サービス利用票」などとあわせて、内容を確認してください。

対象 令和元年12月～令和2年1月に居室サービスを利用した方（施設に入所している方は対象外）

※この通知書は、請求書や領収書ではありません。

※市への手続きや利用料の納付などには必要ありません。また、確定申告には利用できません。

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係 ④144

交通安全・防犯

春の全国交通安全運動

○令和2年春の全国交通安全運動
交通事故防止対策スローガン
「世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して」

実施期間 4月6日(月)～15日(水)

★運動の重点4項目

- ①子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ②高齢運転者などの安全運転の励行
- ③自転車車の安全利用の推進
- ④二輪車の交通事故防止



問合せ 防災安全課防犯・交通安全係 ④216

令和元年特殊詐欺被害状況

令和元年に発生した特殊詐欺の被害件数などは、次のとおりです。

自治体など	被害件数	被害額
福生警察署管内	38件	4,762万円
羽村市	13件	1,387万円
福生市	12件	1,341万円
あきる野市	10件	1,726万円
瑞穂町	3件	308万円

特殊詐欺とは：
オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、預貯金詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺といった詐欺のことです。

警察官・役所職員がキャッシュカードを預かる、交換する、暗証番号を聞くことはありません。不審な電話があったら、迷わずに110番をしてください。

【アポ電強盗に要注意】

現金やキャッシュカード、通帳などの保管状況を絶対に教えないでください。強盗犯人が狙っています。

【詐欺対策】

常に留守番電話に設定する、自動通話録音機・迷惑防止機能付き電話を設置するなど、電話に出ない対策が有効です。また、電話でお金の話になったら「①疑う②かけ直す③通報する」などの対策をしましょう！

特殊詐欺対策として

現在、市内在住の65歳以上の方に対して「自動通話録音機」を無料で貸し出しています。まだ設置していない方は、ぜひ利用してください。

問合せ 防災安全課防犯・交通安全係 ④216



イベント・講座

「第45回はむら夏まつり」開催時間および会場決定！

テーマ：「響」～びびく～

日時 6月21日(日)午前11時～午後8時
交通規制時間（予定）午前10時～午後9時

会場 羽村駅東口周辺
内容 開会式、青少年パレード、民踊流し・五輪音頭、人波踊り・万灯行列、サンバパレード・サンバショー、阿波踊り、閉会式、小学生楽器演奏、羽村の祭ばやし、祇園囃子、バットゴルフ、ステージパフォーマンス、模擬店など



問合せ 第45回はむら夏まつり実行委員会事務局（産業振興課商工観光係） ④655

「にじいろフリーマーケット」出店者募集

自家用車を利用しての出店販売、キャリーバックや自転車による運び込みなど、出店方法を選べます。

日時 4月19日(日)午前10時～午後1時（荒天の場合は中止）

会場 産業福祉センター
出店者資格 市内在住・在勤の20歳以上の個人または団体
※家庭内の不要品の再活用を目的としています。営利目的の出店はできません。



区画数 25区画
参加費 1区画（2.5m×6m）500円（当日払い）
申込み・問合せ 3月16日(月)午前9時～30日(月)午後5時に、市公式サイト「生活環境課にじいろフリーマーケット」から、または電話で生活環境課 ④205へ
※市公式サイトまたは生活環境課で配布している「出店ルール」などをよく読んでから申し込んでください。

今後のイベントの実施について

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、予定されているイベントが中止または延期になる場合があります。

詳しくは、市公式サイトで確認することができます。

皆様のご理解・ご協力をお願いします。

市公式サイト▶



所得税の確定申告・納付期限の延長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国税庁では所得税などの確定申告・納付期限を4月16日(木)まで1か月間延長します。

3月17日(火)以降の所得税などの確定申告は、青梅税務署でお願いします。

※市役所で行っている市職員による確定申告の受付は、当初の予定どおり3月16日(月)までとなります。

※3月17日(火)以降の住民税（市民税・都民税）の申告は、市役所1階課税課市民税係で受け付けます。

問合せ 課税課市民税係 ④162